

2024年12月2日以降の

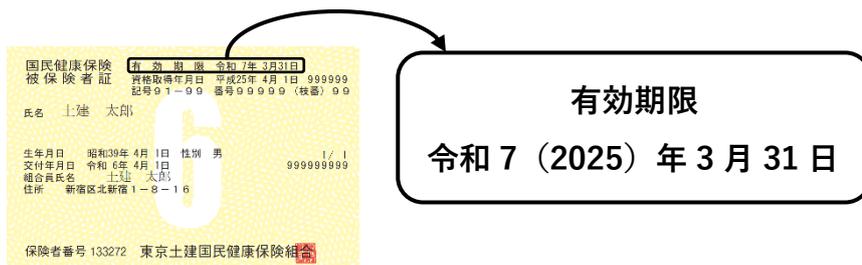
保険証の扱いについて

政府は2024年12月2日以降、保険証とマイナンバーカードを一体化することを計画しています。

紙の保険証が廃止された場合も、国保組合では被保険者の皆様が安心して医療にかかれるよう、以下の取扱いを行なうこととしています。

●お持ちの保険証は、有効期限まで使用できます

保険証とマイナンバーカードが一体化された後でも、保険証に記載されている有効期限まではこれまでどおり使用することができます。



●マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を交付します

2024年12月2日以降に加入する方の保険証、住所変更等による保険証の書き替え・再交付は、以下の取扱いに変わります

- 2024年12月2日以降は保険証の交付ができなくなります。
- 一人ひとりのマイナ保険証の取得状況に応じて、保険証の代わりとなる書類を発行します。

	新たに発行するもの	医療機関への受診方法
マイナ保険証 利用登録なし	資格確認書	資格確認書で受診します。
マイナ保険証 利用登録あり	資格情報のお知らせ	マイナ保険証で受診します。 ※「資格情報のお知らせ」は万が一マイナ保険証が利用できない場合に備え、マイナ保険証とセットで携帯してください。